

正副会長の活動状況

上半期をふりかえって

平成 19 年度 日本弁理士会副会長 西脇 民雄

【近況】

昨年の今頃は、きつい選挙を終え、次年度委員会の立ち上げで、副会長としての教育が開始された時期でありました。

選挙の所信表明演説では、五常（仁義礼智信）の精神に基づく判断で会長を補佐し、弁理士会に少しでも恩返しができればと考えておりました。

上半期が過ぎ、不慣れであった会務も少しは慣れ、幾分かの恩返しが出来ようになってきたのではと、思うようになってきた今日この頃です。

【担当会務】

会務の中で、私の担当は、コンプライアンス委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、弁理士業務標準委員会、事務局等で、主として会員問題の担当ということになります。

持ち込まれた苦情相談は、調査室を介し、コンプライアンス委員会、綱紀委員会、審査委員会で違反事実等の判断がなされます。

【会員問題】

一部の会員により引き起こされる問題ですが、予納残高不足、クライアントに対する説明不足、過度の営業及び会員間若しくは会員と所員との間の争いにより惹起される問題の解決に当たらなければなりません。

これらの問題が、弁理士及び会の信用・秩序を失墜させるとともに、依頼人等に損害を蒙らせてしまう結果となっています。

【対策】

問題行為に対する処分が規定されており、この処分を会員及び依頼人に対して公表し、再発を防止し、弁理士選択の一助としようとしています。

日本弁理士会は、問題を起こし処分の必要となった会員に対しては、相当の処分を下し、処分の公表を行い、会の秩序維持、会員の更正、問題発生の予防を企図しています。この処分の公表基準及び運用基準につ

いては現在、庁との間で意見交換をしたりして、対策を検討しております。

しかしながら、処分という事後解決だけでは同じことが再び発生してくるので抜本的な解決にはならず、この予防措置として弁理士倫理規定、同ガイドラインの改訂を検討しています。

例えば、トラブルを発生させない予防策の一環として業務標準化委員会で、受任時に必要な説明や書類の授受の業務標準を例示し、また、災害時対策、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント対策を示し、事務所における運営基盤の整備強化が図れるような方策を検討しています。

さらに、事務所における補助者に対して、指導、研修、監督を実施し、名義貸し禁止の一態様とならないような補助者の取り扱いガイドラインの策定をしています。

【所感】

上述のような問題が起こっておりますが、対象会員は弁理士経験の浅い者に限っていないことです。制度に追いついていけないのか、時代の変化に対応していけないのか、決められたことを守っていかうとする意志が薄弱なようにも思えます。

弁理士業務は、弁理士会あってのこと、決して一人で出来ないことを認識すること、他人のことを思いやる「仁」の精神をもって、会の信用・秩序を維持することを念頭に業務を行えば会員問題など生じる余地はないでしょう。

委員会や会派に所属することが少なくなってきた現状を打破し、多くの会員と切磋琢磨することで弁理士とはかくあるべきだとの概念形成が出来、人格形成にもつながるものと思っています。

私自身、弁理士という仕事が純粹に技術の勝負であって、人間性に立ち入らないところが気に入って選んだ職業ではありました。しかし、会務の担当業務はその正反対もので自分の身に余るものと感じております。